

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年12月7日（平成27年（行情）諮問第725号），同月17日（同第745号），平成28年1月6日（平成28年（行情）諮問第4号），同年2月3日（同第66号），同年4月14日（同第308号）及び同年5月24日（同第388号）

答申日：平成28年10月26日（平成28年度（行情）答申第477号ないし同第479号，同第481号，同第482号及び同第484号）

事件名：特定刑事施設における実験・研究活動等についての文書等の一部開示決定に関する件

特定刑事施設における実験・研究活動等についての文書等の一部開示決定に関する件

特定刑事施設における実験・研究活動等についての文書等の一部開示決定に関する件

特定刑事施設における実験・研究活動等についての文書等の一部開示決定に関する件

特定刑事施設における実験・研究活動等についての文書等の一部開示決定に関する件

特定刑事施設における実験・研究活動等についての文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙3に掲げる文書（以下，別紙3の1に掲げる文書を「本件対象文書1」，別紙3の2に掲げる文書を「本件対象文書2」，別紙3の3に掲げる文書を「本件対象文書3」，別紙3の4に掲げる文書を「本件対象文書4」，別紙3の5に掲げる文書を「本件対象文書5」，別紙3の6に掲げる文書を「本件対象文書6」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であり，また，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成27年9月16日付け東管発第3709号，同年10月9日付け東管発第4034号，同月

22日付け東管発第4200号，同年11月16日付け東管発第4484号，平成28年1月20日付け東管発第242号，同年2月29日付け東管発第810号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，開示する行政文書をさらに特定するとともに，請求した情報を全部開示する決定を求める。

## 2 審査請求の理由

### (1) 審査請求書1（平成27年（行情）諮問第725号）

ア 情報の探索が不十分であるか，対象情報を解釈上の不存在と判断することか，対象情報を情報公開の適用除外と判断することが違法である。また，不開示部分は，いずれも，法5条4号にも6号にもともに該当しない。

イ さらに，処分庁は，法務省所管であるにもかかわらず，対象行政文書の数え方が法務省本省や法務総合研究所とは異なって違法に又は不当に開示請求を妨害すると言えらるるまでに開示請求手数料を高額たらしめるものである。府省ごとに統一した数え方を使用すべきところ，処分庁は法務省内では特別に開示請求を萎縮させる算出方法を取っている。

ウ また，不開示部分は法7条に該当する。

### (2) 審査請求書2（平成27年（行情）諮問第745号），審査請求書3（平成28年（行情）諮問第4号），審査請求書4（平成28年（行情）諮問第66号）及び審査請求書5（平成28年（行情）諮問第308号）。

上記（1）と同旨。

### (3) 審査請求書6（平成28年（行情）諮問第388号）

ア 情報の探索が不十分であるか，対象情報を解釈上の不存在と判断することか，対象情報を情報公開の適用除外と判断することが違法である。また，不開示部分は，いずれも，法5条1号，2号，4号，6号にも全て該当しない。たとえ，該当したにせよ開示を定めたただし書き全てに該当する。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

### (4) 意見書1（平成27年（行情）諮問第725号）

#### ア 文書の特定

特定刑事施設は医療機関でもあることから，医療に関する研究が行われていると考えられる。しかし，特定された範囲では，調査結果が見られたものの，研究に関する倫理委員からの審査や申請等の文書が一切見られない。

さらに、他の特定刑事施設に収容されている人物の保護者のブログ等によれば、家族向けのしおりのようなものも存在するというものであるが、特定刑事施設においてはそれに相当する文書も特定されていない。

また、理由説明書によると、審査請求人が処分庁からの第1回目の求補正を受けて審査請求人の無知または害意により特定すべき行政文書を拡大させたかのような記述があるが、審査請求人は、求補正に対する回答のとおりを開示請求当初から念頭においていたものであり、補正に対する回答によって審査請求人が当初想定していた開示請求の内容を拡大させたとする主張には不服である。その旨を申し添えておく。

#### イ 不開示情報非該当性

(ア) 理由説明書の記載によると、処分庁は、被収容者及びその関係者等を危険視し、管理者としての責任を迫られるような事態が惹き起こされることを危惧するあまり、被収容者の人権擁護の観点が悪く見落していることを見受けた。また、管理責任の観点からも、刑事施設が負う責任は、社会に対する責任だけではなく、被収容者に対する責任もあるのである。

また、特定刑事施設は、刑事収容施設である側面だけではなくいわゆる精神障害者の治療施設であるという側面も併せ持っている。

そして、我が国の刑事司法及び精神医療は国際連合の人権委員会自由権規約委員会、拷問禁止委員会、子どもの権利委員会等から複数回にわたって是正勧告が出されているのである。

(イ) 理由説明書の記載によると、特定刑事施設においては何年もの間、警備用具等の保管場所を変更していないそうである。それにもかかわらず、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態（以下、第2の2（4）においては「当該異常事態」という。）は、惹起されていない。

そして、処分庁の主張に基づけば、現に、何年もの間、警備用具等の保管場所を変更していないことによって、当該異常事態の発生の危険性が高められていることになる。しかし、そのような事態が惹き起こるといふ処分庁の表明したおそれは現実のものとなっていない。実際に、処分庁の説明や開示文書等の情報を参照しても、警備用具等は、長年にわたって保管場所を変更していないのである。

また、警備用具等が、一般に、被収容者らを威嚇し、見せしめや懲罰として使用されてきた歴史があることも否定しきれない。このような用具が、被収容者にとって心穏やかではいられなくなる場所に設置されてはいないか、また、特定刑事施設が精神医療特定刑

事施設であることから、警備用具等を自殺の手段に使用しようとする被収容者にとってわかりやすいところに設置されてしまっていないかということは、被収容者の人権を擁護するために不断の国民の審判を受けるべきである。そのような法令等が存在しない以上、情報公開によって主権者からの審判を仰ぐほかないのである。少なくとも、過去の設置場所については開示すべきである。仮に現時点も過去と同一の場所に保管されていたとしても、そもそも、警備用具等を長年にわたって同一の場所に保管し続けていることこそが、処分庁の表明するおそれを現実のものとするようになるのである。この際に、当該不開示部分はいったん開示して、警備用具等の保管場所として適切であったか否かを主権者に検証していただいているかがであろうか。

そして、本件同様に警備用具等の保管場所を対象に含めた開示請求が、過去にどれだけあったのであろうか、突然にそのような開示請求が増加するとは考えにくい。

さらに、警備用具等の保管場所を頻繁に変更しなくてはならなくなるとの懸念であるが、そもそも、本件開示文書を見る限り、長年にわたって警備用具等の保管場所が変更されていなかった。保管場所の頻繁な変更とは、数日や1週間や長くとも1、2ヶ月程度と思料されるが、警備用具等の保管場所が、処分庁の表明するとおり、重大な情報であれば、警備用具等の保管場所を例えば1、2年に一度程度すら変更していないことは、主張の整合性を破綻させている。

加えて、処分庁は、当該非開示情報が法5条4号に該当するから6条にも該当すると主張するが、上記のとおり、当該非開示情報が法5条4号に該当しないため、法5条6号にも該当しない。

また、単独で6号該当性を考えても上記のとおり、当該非開示情報が法5条6号にも直接該当しない。

したがって、当該非開示情報は、開示すべきである。

(ウ) 審査請求人は、被収容者の氏名等を指定して開示請求したわけではない。特定被収容者の収用居室といえども、特定被収容者を同定することができない以上、処分庁の表明するおそれは高度の蓋然性を伴わない。また、釈放者と密接な連携が取れる一部の関係者等であれば、当該情報によって当該異常事態を惹き起こすことが予想されるという主張についてであるが、すでにそのような立場にある者であれば、現時点で十分に当該異常事態を惹起することが可能であろうと思慮される。そうである以上、そのようなごく一部の関係者が、すでに当該異常事態を実行することが可能な状態であるのに対

して、そのごく一部の関係者を除いたその他一切の一般人は、処分庁の表明する危険がない。そして、審査請求人は、後者として、当該不開示情報を入手することによって被収容者の人権を擁護するために当該情報の開示を求めているのである。当該不開示情報を知ることが被収容者の人権を擁護するために必要である理由は、前述に加えて、警備用具等と収容居室との位置関係により被収容者が警備用具等の保管場所から受ける種々の心理的な精神的な圧迫がどの程度であるか、自殺等の道具として使用するためにうってつけの位置関係になってしまっていないか、等を把握したうえで、役人や政治家、国際連合の自由権規約委員会や障害者の権利委員会、拷問禁止委員会等に必要に応じて報告する証拠資料とすることである。

そして、一般に入手可能な航空写真とはgoogleの提供する航空写真様の地図を指示すると思料されるが、この情報（資料、添付省略）と当該非開示情報その他の情報とを組み合わせたとしても、当該収容居室に収容されている人物の氏名や罪状等を調べ上げることなど、高度の蓋然性が認められず到底、不可能である。

加えて、処分庁は、当該非開示情報が法5条4号に該当するから6号にも該当すると主張するが、上記のとおり、当該非開示情報が法5条4号に該当しないため、法5条6号にも該当しない。また、単独で6号該当性を考えても上記のとおり、当該非開示情報が法5条6号にも直接該当しない。

したがって、当該非開示情報は、開示すべきである。

- (エ) 被収容者の人権擁護は、本件不開示情報を開示することによって当該異常事態を惹起する高度の蓋然性があるとまでは認められないのであるから、開示することの公益性が勝ると言うべきである。したがって、本件非開示部分は、法7条に該当する。

#### ウ 文書の開示請求手数料

処分庁は、名称が同一の文書であっても改定されていれば年度ごとに1件と算出し、年度が同じ文書であっても名称が異なれば文書ごとに1件と算出している（資料、添付省略）。審査請求人は、以前に法務省の別の実施機関に対して開示請求したことが複数回あるが、処分庁のような手数料の算出方法を採用している実施機関はなかった。算出方法は、府省ごとに定められているにもかかわらず、処分庁だけが、処分庁以外の法務省の実施機関と比較して開示請求手数料が非常に高額になる算出方法を採用していることは、開示請求の妨害とも解せる状況である。是正を求める。

- (5) 意見書2（平成27年（行情）諮問第745号）

#### ア 文書の特定

上記（４）アと同旨。

イ 不開示情報非該当性

（ア）上記（４）イ（ア）と同旨。

（イ）震度がいくつ以上である場合に職員が非常登庁するかの情報が不開示とされた。しかし、職員が非常登庁する場合の条件が、震度〇以上である場合という情報は開示したのであり、震度が０，１，２，３，４，５弱，５強，６弱，６強，７のみであることからすると、逃走，内外部からの攻撃，被収容者の身柄の奪取その他の異常事態（以下，第２の２（５）においては「当該異常事態」という。）は，当該異常事態を惹起せんとする者が特定刑事施設の周辺に居住等してさえすれば，強い地震がある度に職員がたくさん登庁していることを視認するなどして推認することができるため，強い地震が起きる度に当該異常事態が惹起するまたは当該異常事態を惹起せんがための情報収集をされているおそれがあると言える。実際は，それでも，なお，当該異常事態は惹起していないのであるから，処分庁の表明する恐れは，根拠と現実性とをともに備えていない。また，人工的に地震を惹起することは強い地震であれ弱い地震であれ，技術的に不可能であり，地震が惹起する相当前（当該異常事態を惹起する計画が立てられるほど前）からの予測も技術的に不可能であることを考え合わせても，処分庁の表明する恐れは，なおのこと，根拠と現実性とをともに備えていない。

加えて，処分庁は，当該不開示情報が法５条４号に該当するから６号にも該当すると主張するが，上記のとおり，当該不開示情報が法５条４号に該当しないため，法５条６号にも該当しない。

また，単独で６号該当性を考えても上記のとおり，当該不開示情報が法５条６号にも直接該当しない。

したがって，当該不開示情報は，開示すべきである。

（ウ）上記（４）イ（イ）と同旨。

（エ）被収容者の人権擁護は，本件不開示情報を開示することによって当該異常事態を惹起する高度の蓋然性があるとまでは認められないのであり，我が国の刑事司法及び精神医療は国際連合の人権委員会自由権規約委員会，拷問禁止委員会，子どもの権利委員会等から複数回にわたって是正勧告が出されているのであるから，開示することの公益性が勝ると言うべきである。したがって，本件不開示部分は，法７条に該当する。

ウ 上記（４）ウと同旨。

（資料については添付省略。）

（６）意見書３（平成２８年（行情）諮問第４号）

上記（５）と同旨。

（７）意見書４（平成２８年（行情）諮問第６６号）

上記（５）と同旨。

（８）意見書５（平成２８年（行情）諮問第３０８号）

ア 夜勤班の名称及び人数

（ア）理由説明書にも明記してあるとおり、不開示とされた情報は「特定日」における夜勤班の名称及び人数である。これは、過去の日であり、未来の日ではない。したがって、その日を狙って、自殺、逃走、その他の異常事態を惹起させることは、物理的に不可能である。

（イ）万一、人数が開示妥当とされても、夜勤班の名称までは、自殺、逃走、その他の異常事態を惹起させることと当該情報を開示することとに因果関係を見出すことは不可能である。

（ウ）したがって、過去の特定日における夜勤班の名称及び人数は、法５条４号に該当しない。

（エ）そして、当該情報が法５条４号に該当しない以上、法５条６号に該当しない。

イ 自殺、逃走、その他の異常事態を惹起させようと企図する者

仮にそのような者が存在したとしても、そのような者は、そもそも情報公開請求によって本件のような情報を入手しようとは考えないであろう。諮問庁の意見は、できるだけ自分たちに関する情報を隠したいとする公務員の隠ぺい体質の表れとも映る。主権者たる国民にそのような疑念を抱かせぬためにも、最大限の開示をすべきである。

ウ 法７条該当性

諮問庁は、被収容者の人権を擁護する観点を持ち合わせていない。本件の特定刑事施設とは医療特定刑事施設のことであり、開示文書を見ても分かるとおり、精神医療を実施している。我が国は、刑事司法及び精神医療について国連の複数の委員会から是正勧告を出されている。本件で不開示とされた程度の情報は、不開示の保護には値しない。諮問庁の取る行政活動が国連勧告に適合するよう希望する。

（９）意見書６（平成２８年（行情）諮問第３８８号）

ア 自殺、逃走、その他の異常事態を惹起させようと企図する者

仮にそのような者が存在したとしても、処分庁及び諮問庁がアンダーグラウンドで活動している者を想定しているのであるから、そのような者は、そもそも情報公開請求によって本件のような情報を入手しようとは考えないであろう。諮問庁の意見は、できるだけ自分たちに関する情報を隠したいとする公務員の隠ぺい体質の表れとも

映る。主権者たる国民にそのような疑念を抱かせぬためにも、最大限の開示をすべきである。

イ 反則行為を企図する者

反則行為とある以上、開示請求者が被収容者であることを想定していると言える。しかしながら、被収容者であれば当然知っている情報（ある職務行為を遂行するうえで必要な職員数、巡回視察の頻度、医薬品を服薬したことを確認する方法等）は、反則行為を企図することを助長するか否かを審議することなく、反則行為を企図する者を含む被収容者が全般的にすでに知っているため、情報公開において不開示とする理由はない。

ウ 本件不開示部分の不開示情報非該当性

（ア）勤務要領中の記述について

諮問庁からの理由説明書（下記第3の6（4）ア（ア））の表題が「具体的な勤務要領，警備体制等について」とされているが、当該不開示部分を含む勤務要領中の記載は、抽象的なものに留まり到底具体的なものとは言えない。

また、本件対象施設は特定刑事施設であり被収容者にはいわゆる精神障がい者が相当数含まれており、当該不開示部分は、いわゆる精神障がい者ないし被収容者に対する刑事施設及び医療施設の職員による人権侵害を主権者が監視し、いわゆる精神障がい者ないし被収容者の人権を擁護するために必要な記述ばかりである。要領に示されている程度の情報は全部開示すべきであり、法5条4号に該当しない。さらに、同号に該当しない以上、同号に該当することを以て同条6号に該当するとした諮問庁の判断には、理由がない。

（イ）特定刑事施設で発生した反則行為の具体的内容とされる情報

文書46には、開示文書を見る限りでは、特定刑事施設で発生した反則行為の具体的内容が記載されているとは認められない。仮に存在すれば、どの部分が該当するのかを明示すべきである。

そのような情報が記載されていたにせよ、過去にどのような反則行為があったのかを国民に説明し、それに対してどのような対策を取っているのか、その対策がいわゆる精神障がい者ないし被収容者の人権を蹂躪するものであるか否かを主権者の目で監視するために、開示すべきである。

要領に示されている程度の情報は全部開示すべきであり、法5条4号に該当しない。さらに、同号に該当しない以上、同号に該当することを以て同条6号に該当するとした諮問庁の判断には、理由がない。

（ウ）公務員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いに



ついて」により、開示することになっている。係長相当職を超える職の公務員については、その印影を開示してもなお、諮問庁の表明するおそれは現実のものとなっていない以上、係長相当職以下の職員の印影は、法5条4号にも6号にも、ともに該当しない。また、4号に該当しない以上、同号に該当することを以て同条6号に該当するとした諮問庁の判断には、理由がない。

(エ) 文書38ないし43及び47で不開示とされた公務員の氏名は、国立印刷局発行の職員録に掲載されていないことを根拠に据えられてしまっており、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」により、公務員の氏名を特段の事情がない以上は開示することになっている同申し合わせの趣旨を没却している。諮問庁の主張する事情とは、たんに不開示とした公務員の氏名が職員録に掲載されていないということではしかたないため、特段の事情には該当しないのである。また、氏名が開示されている職員について、なお、諮問庁の表明するおそれは現実のものとなっていない以上、氏名が職員録に掲載されていない公務員の氏名は、法5条4号にも6号にもともに該当しない。また、4号に該当しない以上、同号に該当することを以て同条6号に該当するとした諮問庁の判断には、理由がない。加えて、本件では、4号に該当するから6号にも該当するとする主張（「ひいては」としか書かれていない。）には論理的な飛躍があるため、理由がない。

(オ) 医師の氏名を不開示とした理由は、被收容者の患者が開示請求者になることを想定したものである。医師の氏名は、患者に対して教えることがインフォームド・コンセントの基本であり、刑事施設においても同様であり例外はない。むしろ、拘禁施設であるからこそ、被收容者の権利は十分に保障しなければならない。実際、医師及び歯科医師の氏名は、民間病院に勤務している者であっても法1号ただし書きイ及びロに該当するとして開示になる情報である。そして、医師及び歯科医師の氏名は、厚生労働省の医師等資格確認検索によって公になっている情報である。

また、医師を含む公務員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」により、開示することになる。

さらに、医師の氏名は、医療法14条の2第1項、同規則9条の3及び、平成5年2月15日・各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知健政発第98号により、患者の目につきやすいわかりやすい位置に掲示することになっている情報であり、特定刑事施設もその例外ではない。ゆえに、被收容者はすでに医師の氏名を知っているか、またはたとえ知らなくとも本来は施設側が知らせることを法

的に義務付けられている以上、被収容者の一部に知られるおそれがあるとして不開示にする理由はない。

そして、実験をした医師については、製薬会社から謝礼金を受け取っているはずであり、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」及びそれを受けた製薬会社の透明性ガイドラインに基づいて公表される情報である。

また、下記第3の6(4)イ(イ)記載aないしdとして列挙された事情は、いずれも驚くべき内容であり審査請求人としてはとくに下記第3の6(4)イ(イ)記載dについて刑事施設の職員から被収容者が如何に見做されているかを知ってショックを受けた。

下記第3の6(4)イ(イ)記載aについては、医師の待遇は、公務員であることから民間よりも優遇されている。実際、保健所の医療監視も、公立病院の方が私立病院と比べて大変甘くなっている。

下記第3の6(4)イ(イ)記載bについては、特定刑事施設は精神医療特定刑事施設であるが、他の精神医療施設の多くも同様である。他の精神医療施設または医療施設であれ、辺部な地に所在していても医師の氏名を開示することにより、諮問庁の表明するおそれは現実のものとなっていない。

下記第3の6(4)イ(イ)記載cについては、医療刑務所や医療少年院の医師が執筆した論文(犯罪学雑誌や精神神経学雑誌等)を読む限り症例は豊富である。そして、何よりも、症例が豊富か否かで勤務先を選択することは医師としてあってはならないものであり、症例が限定されていることを以て勤務することを忌避するような医師は市民感覚からしても被収容者の人権の観点からもそもそも医療刑事施設に採用すべきでない。

下記第3の6(4)イ(イ)記載dについては、病気であるから作業を免れたいのであって詐病ではない可能性が万一にもあれば、諮問庁からの理由説明書の当該部分を作成した職員は責任を取るべきである。世の中には様々な疾患があり稀少な難病も存在し、私が接した何人かの患者はその稀少な難病のためになかなか診断されず、詐病を疑われたり精神障害の診断が付けられたりしていた。医師とて、正確な診断なんてできるとは限らないということを常に念頭において被収容者に接していただきたい。薬を貰うことは患者として当然の権利であり、医師は患者の意思を尊重すべきであることはインフォームド・コンセントの鉄則である。とくに、目を疑ったのは、「ささいな事項を取り上げて国家賠償請求等をする者が少なくない」との答弁である。まず、些細なことではない。監獄の看守にとっては、思いもよらぬことでも、される側すなわち被収容者に

としては重大なことであり、それは、いじめにおける加害者の意識と被害者の意識にも例えることができる。そして、国家賠償訴訟ということは処分庁ないし諮問庁が公権力の行使について訴えられたものであり、当然、訟務検事側は、否認や不知を繰り返すのである。被害者からの悲鳴を「ささいな事項を取り上げて」などと看做しているとは、我が国の刑事司法及び精神医療が国連の種々の委員会から是正勧告が出されて当然である。職員の意識改革を求める。

- (カ) 被收容者に対する人体実験に関する情報は、製薬会社に提供されている。製薬会社に提供された情報は、当然、被験者の個人情報等を伏せたうえで提供しているものであるから、主権者は、製薬会社が得た情報と全く同じ情報を得る権利がある。また、法の規定による情報公開請求に対して法5条1号に該当するとして不開示とすべき情報を提供することは当該被收容者のプライバシー権を侵害していると言える。しかし、現に、処分庁は、被收容者のプライバシー権を侵害していないのである以上、不開示とする理由はない。

また、理由説明書には、病名、病歴、特定医薬品の投与に係る治療経過とあるが、実験された薬剤の適応症、投与開始日等のことであり、諮問庁は、拘禁施設における実験中の記述をことさらに患者の個人情報と故意に捉え間違えて製薬会社との癒着に関する情報を隠ぺいしようとする傾向が見られる。

そして、対象疾患名については、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」及びそれを受けた製薬会社の透明性ガイドラインに基づいて公表される情報である。

- (キ) 製薬会社の情報は、製薬会社の名称が開示になっている以上、部分開示ができることの証左である。そして、情報の独立一体説を採るのであれば、製薬会社職員の所属は、製薬会社の名称とともに、そもそも法5条1号には該当せず、製薬会社職員の氏名が社員番号とともに独立一体の情報であると言うべきである。したがって、所属までは開示すべきである。

- (ク) 電気けいれん療法の治療器具を我が国で製造販売している業者は、特定法人しかなく、競争関係にある企業など存在しない。さらに、電気けいれん療法は、国連の種々の委員会で拷問であり残虐で非人道的で卑劣な措置に当たるから絶対的に禁止すべきであるという勧告・報告が複数回出されているものであり、そのような措置を公務員が行なっていること自体が公務員による拷問及び残虐な刑罰であり、違憲である。このような措置に関する情報は積極的に開示しなければならない。

## エ 法7条該当性

諮問庁は、被収容者の人権を擁護する観点を持ち合わせていない。本件の特定刑事施設とは医療刑務所のことであり、開示文書を見ても分かるとおり、精神医療を実施している。我が国は、刑事司法及び精神医療について国連の複数の委員会から是正勧告を出されている。本件で不開示とされた程度の情報は、不開示の保護には値しない。諮問庁の取る行政活動が国連勧告に適合するよう希望する。また、障害者の権利条約発効を受けた障害者差別解消法も発行しており、情報公開においても同法を反映させるべきである。

(10) 意見書7（平成28年（行情）諮問第388号）

委員にもわかりやすいように資料を添付して説明する（追加資料、添付省略）。一般に、医学論文では、治験・調査等が行われた施設の名称や治験・調査の期間や被験者の性別、疾病名、病歴、年齢等は当該論文で公表される。諮問庁の主張に照らすと、それら一般の論文が尽く被験者の権利利益を害していることになる。しかし、そのような事態には至っていない。

とくに、本件では、対象施設が特定刑事施設であり、被治験者は、強制的に収容されているのであり、医療の進歩や医薬品の開発の歴史が刑事施設や精神病院等の被収容者に対する医学実験、人体実験等によって発展してきたことも考え合わせると、どのような治験・調査・医薬品検査等をどのような病歴、疾患、性別、年齢層の対象者に実施しているのかは、被収容者や被治験者の人権擁護の観点からも説明責任がある。

さらに、諮問庁は、「当該被収容者の権利利益を害するおそれがないとは認められない」などと表現しているが、不開示に足る「おそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性がなければならない。むしろ、病名等は、調査・検査等が病名・病歴等に合致しているのかどうかを専門的な観点から主権者による検証をするうえで積極的に開示することこそが被収容者の権利擁護に資するものであり、本件対象情報を不開示とすることの方が当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると言える。一般に医学論文や医学書等によって公刊されていること等を十分に考慮していただきたい。

また、刑事収容施設では、被収容者同士は、互いに個人情報と交換することが禁止されているため、同時期に同施設に収容されていた人物が開示請求者になった場合でも、被治験者が他者に知られることを忌避するとまでは言えない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成27年（行情）諮問第725号）

(1) 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した別紙1に掲げる（1）ないし（12）について、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書44（以下第3の1において「本件特定文書」という。）を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成27年9月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件特定文書のうちの相当の部分として、文書1ないし文書8（本件対象文書1）について、その一部を不開示とする決定（以下、第3の1において「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書の特定及び本件不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めるとともに、対象文書を適切に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件決定までの経緯等について

本件開示請求から本件決定までの経緯等については、以下のとおりである。

ア 平成27年7月8日付けで、審査請求人から処分庁宛てに、行政文書開示請求書の送付があった。

イ 当該開示請求書には請求する行政文書の名称等として、別紙1のとおり記載されていたところ、その趣旨は必ずしも明確ではなく、また、対象となる行政文書の範囲が広範であり、請求する行政文書を特定することができなかつたため、処分庁は、同月24日付け求補正書により、審査請求人に対し、請求内容を具体的にするための求補正を行った。

ウ これに対し、同月27日付けで、審査請求人から回答書が送付されたが、同回答書には、請求する行政文書の範囲がより広範となる記載がされており、対象文書の特定に至らなかった。

エ そこで、処分庁は、当該開示請求書等の記載内容から、別紙1（1）に該当すると思料される行政文書として、文書38及び文書39を、別紙1（2）に該当すると思料される行政文書として、文書33及び文書34を、別紙1（4）に該当すると思料される行政文書として、文書4及び文書12を、別紙1（5）に該当すると思料される行政文書として、文書40、文書41、文書42、文書43、文書48、文書49、文書50、文書51、文書51、文書52、文書53、文書54、文書55及び文書56を、別紙1（9）に該当すると思料される行政文書として、文書11、文書14、文書17、文書22及び文書25を、別紙1（10）に該当すると思料される行政文書として、文書8、文書11、文書16、文書17、文書21及び文書

22を、別紙1(11)に該当すると思料される行政文書として、文書3、文書7、文書9、文書13、文書15、文書18、文書19、文書20、文書23、文書26、文書28、文書29、文書30、文書31、文書32、文書35、文書36及び文書37を、別紙1(12)に該当すると思料される行政文書として、文書44をそれぞれ特定し、平成27年8月12日付け求補正書により、審査請求人に対し、補正の参考となる情報として、その旨及び別紙1(3)、(6)、(7)及び(8)に該当する行政文書が存在しない旨等を情報提供し、求補正を行った。

オ これに対し、同月13日付けで、審査請求人から回答書の送付があり、上記エで情報提供した行政文書のうち、法務省のホームページ上で公開されていない行政文書を特定するとともに、重複する行政文書については1部のみ特定する旨の補正がなされた。

なお、同回答書では、上記エ以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

カ 同月17日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用する旨を通知した。

キ 処分庁は、上記オの条件に当てはまる行政文書を特定するとともに、別紙1(9)に該当すると思料される行政文書として文書1を、別紙1(11)に該当すると思料される行政文書として文書2、文書5、文書6、文書10、文書24及び文書27を追加で特定した上で、法施行令13条2項1号の規定に基づき、一の行政文書ファイルにまとめられた行政文書を1件の行政文書とみなしたところ、19件分の開示請求手数料が必要であり、また、行政文書が存在しない部分についても請求を維持する場合は、更に1件分の開示請求手数料が必要であったことから、同年9月1日付け求補正書により、審査請求人に対し、本件特定文書を対象文書として取り扱う旨等を情報提供するとともに、行政文書が存在しない部分を含めて請求を維持する場合は、20件分の開示請求手数料が必要となるため、不足する19件分の開示請求手数料を納付する旨の求補正を行った。

ク これに対し、同月3日付けで、審査請求人から回答書の送付があり、不足する19件分の開示請求手数料が納付されたことから、処分庁は、同月16日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの相当の部分として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年A)」にまとめられていた本件対象文書1について、本件決定を行った。

なお、同回答書においても、上記エ以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

### (3) 対象文書の特定について

本件開示請求は、別紙1(1)ないし(12)の開示を求めるものであるところ、上記(2)で述べたとおり、処分庁は、対象となる行政文書の範囲が広範であり、請求する行政文書を特定することができなかつたため、審査請求人に対し、請求内容を具体的にするための求補正を行ったが、審査請求人から、対象となる行政文書の範囲がより広範となる旨の補正がなされたことから、処分庁は、当該開示請求書等の記載内容から、請求する行政文書に該当すると思料される行政文書を特定し、審査請求人に対し、補正の参考となる情報として、その旨及び請求する一部の行政文書については不存在である旨等を情報提供し、求補正を行った。これに対し、審査請求人から、当該行政文書のうち、法務省のホームページ上で公開されていない行政文書を特定するとともに、重複する行政文書については1部のみ特定する旨の補正がなされたことから、処分庁は、法務省のホームページに掲載されている文書48ないし文書56を除く本件特定文書を特定した。

そして、法施行令13条2項は、複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の開示請求手数料の額について規定しており、具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(同項1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(同項2号)の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、300円の開示請求手数料で足りることとするものであるところ、処分庁は、同項1号の規定に基づき、本件特定文書について19件の行政文書とみなし、本件特定文書のうちの相当の部分として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年A)」にまとめられていた本件対象文書1について、本件決定を行った。

よって、対象文書の特定に不備はない。

なお、本件特定文書のうちの残りの部分である文書9ないし文書44については、特定年月日までに随時開示決定等することとしている。

### (4) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書1のうち、文書1では、特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所が、文書6では、特定被収容者の収容居室が、それぞれ不開示とされている。

刑事施設では、業務の性格から、被収容者の逃走又は自殺の危険性が常に存在し、また、刑事施設を攻撃し、被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものである。そして、このような事態の発生は、社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず、刑の執行等に重大な影響を及ぼすおそれが

あることを踏まえ、以下にそれぞれについて不開示情報該当性を検討する。

ア 特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所について

標記の情報が開示された場合、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、当該情報を利用して事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、逃走又は被収容者の身柄の奪取等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設における保管体制の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

イ 特定被収容者の収容居室について

標記の情報が開示された場合、他の収容に関する情報等についても別途の開示請求が繰り返され、その結果得られた情報や、一般に入手可能な航空写真、釈放者等の記憶等を組み合わせることによって、特定刑事施設内の位置関係等を特定することはより容易になり、それを集積し分析することにより、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を未然に防止するため、被収容者の収容居室などの頻繁な変更を余儀なくされ、被収容者の円滑・適切な収容事務の計画・実施が困難となるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

ウ 法7条の規定による裁量的開示について

審査請求人は、法7条の規定により、裁量的に開示すべきである旨の主張を行っていることから、この点について検討する。

刑事施設の責務の一つには、未決・既決を問わず、刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することがあるが、これは裁判の執行の大前提をなすものであり、これが損なわれれば、適正な刑の執行が不可能となる上、万が一にも逃走や身柄奪取等の異常事態が発生した場合には、国民に極めて大きな不安と動揺を与え、社会の治安の根幹を揺るがす結果となり、刑事施設の担う責務は果たされないこととなるところ、本件不開示部分が開示された場合、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある。この状況を考慮すると、当該部分を開示することにつ



いて、当該部分を開示することにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないため、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(5) 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

## 2 理由説明書2（平成27年（行情）諮問第745号）

(1) 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した別紙1に掲げる（1）ないし（12）について、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書44（以下、第3の2において「本件特定文書」という。）を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成27年9月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件特定文書のうちの相当の部分として、文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行い、その後、本件特定文書のうちの残りの部分の1回目として、同年10月9日付け行政文書開示決定通知書をもって、文書9ないし文書14及び文書44のうち2ファイル分（本件対象文書2）について、その一部を不開示とする決定（以下、第3の2において「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書の特定及び本件不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めるとともに、対象文書を適切に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件決定までの経緯等について

ア 上記1（2）アないしキと同旨。

イ これに対し、平成27年9月3日付けで、審査請求人から回答書の送付があり、不足する19件分の開示請求手数料が納付されたことから、処分庁は、同月16日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの相当の部分として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」にまとめられていた文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行い、その後、本件特定文書のうちの残りの部分の1回目として、同年10月9日付け行政文書開示決定通知書により、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」及び「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年B）」にまとめられていた本件対象文書2について、本件決定を行った。

なお、同回答書においても、上記1（2）エ以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

(3) 対象文書の特定について

ア 上記1（3）本文1段落目まで同旨。

イ そして、法施行令13条2項は、複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の開示請求手数料の額について規定しており、具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（同項1号）又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書（同項2号）の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、300円の開示請求手数料で足りることとするものであるところ、処分庁は、同項1号の規定に基づき、本件特定文書について19件の行政文書とみなし、本件特定文書のうちの残りの部分の1回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」及び「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年B）」にまとめられていた本件対象文書2について、本件決定を行った。

よって、対象文書の特定に不備はない。

なお、文書15ないし文書43及び文書44の一部については、本件特定文書のうちの残りの部分の2回目以降として、特定年月日までに随時開示決定等することとしている。

#### （4）本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、文書11では、特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準及び警備用具等の具体的保管場所が、文書14では、特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所が、それぞれ不開示とされている。

刑事施設では、業務の性格から、被収容者の逃走又は自殺の危険性が常に存在し、また、刑事施設を攻撃し、被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものである。そして、このような事態の発生は、社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起すのみならず、刑の執行等に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、以下にそれぞれについて不開示情報該当性を検討する。

#### ア 特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準について

標記の情報が開示された場合、既に開示されている情報とあいまって、特定刑事施設における地震発生時の具体的な対応及び体制が明らかとなることから、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、非常事態への対応の妨害を企図するなどし、非常時における特定刑事施設の職員の対応等を混乱・遅延させるなど、事前に入念な計画を立てることが容易になり、地震発生時における逃走等の異常事態をじゃっ

起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当すると認められるほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設の警備体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという矯正施設における事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

イ 特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所について  
上記1(4)アと同旨。

ウ 法7条の規定による裁量的開示について  
上記1(4)ウと同旨。

(5) 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

### 3 理由説明書3(平成28年(行情)諮問第4号)

(1) 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長(処分庁)に対し、行政文書開示請求書により開示請求した別紙1に掲げる(1)ないし(12)について、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書44(以下、第3の3において「本件特定文書」という。)を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成27年9月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件特定文書のうちの相当の部分として、文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行い、その後、本件特定文書のうちの残りの部分の2回目として、同年10月22日付け行政文書開示決定通知書をもって、文書15ないし文書20及び文書44のうち1ファイル分(本件対象文書3)について、その一部を不開示とする決定(以下、第3の3において「本件決定」という。)を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書の特定及び本件不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めるとともに、対象文書を適切に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件決定までの経緯等について

ア 上記1(2)アないしクと同旨。

イ その後、平成27年10月9日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の1回目として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年A)」及び「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年B)」にまとめられていた文書9ないし文書14及び文書44のうち2ファイル分について、その一部を不開示とする決定を行い、同月22日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の2回目として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年C)」にまと

められていた本件対象文書3について、本件決定を行った。

(3) 対象文書の特定について

ア 上記1(3)本文1段落目まで同旨。

イ そして、法施行令13条2項は、複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の開示請求手数料の額について規定しており、具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(同項1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(同項2号)の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、300円の開示請求手数料で足りることとするものであるところ、処分庁は、同項1号の規定に基づき、本件特定文書について19件の行政文書とみなし、本件特定文書のうちの残りの部分の2回目として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年C)」にまとめられていた本件対象文書3について、本件決定を行った。

よって、対象文書の特定に不備はない。

なお、文書21ないし文書43及び文書44の一部については、本件特定文書のうちの残りの部分の3回目以降として、特定年月日までに随時開示決定等することとしている。

(4) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、文書17では、特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準及び警備用具等の具体的保管場所が不開示とされている。

刑事施設では、業務の性格から、被収容者の逃走又は自殺の危険性が常に存在し、また、刑事施設を攻撃し、被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものである。そして、このような事態の発生は、社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず、刑の執行等に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、以下にそれぞれについて不開示情報該当性を検討する。

ア 特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準について

上記2(4)アと同旨。

イ 特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所について

上記1(4)アと同旨。

ウ 法7条の規定による裁量的開示について

上記1(4)ウと同旨。

(5) 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

4 理由説明書4(平成28年(行情)諮問第66号)

(1) 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した別紙1に掲げる（1）ないし（12）について、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書44を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成27年9月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、当該行政文書のうちの相当の部分として、文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行い、その後、別紙2に掲げる文書45（以下、第3の4において、文書1ないし文書44と併せて「本件特定文書」という。）を特定し、本件特定文書のうちの残りの部分の3回目として、同年11月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、文書21ないし文書26、文書44のうち4ファイル分及び文書45（本件対象文書4）について、その一部を不開示とする決定（以下、第3の4において「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書の特定及び本件不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めるとともに、対象文書を適切に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件決定までの経緯等について

ア 上記1（2）アないしキまで同旨。

イ これに対し、平成27年9月3日付けで、審査請求人から回答書の送付があり、不足する19件分の開示請求手数料が納付されたことから、処分庁は、同月16日付け行政文書開示決定通知書により、当該行政文書のうちの相当の部分として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」にまとめられていた文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行った。

また、処分庁は、別紙1（9）に該当すると思料される行政文書として、文書45を追加で特定し、当該決定を行った際、併せて、審査請求人に対し、その旨情報提供するとともに、対象文書として取り扱うか否かについて意思確認を行ったところ、審査請求人から、同月22日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、文書45を対象文書として特定する旨の回答がなされた。

なお、同回答書及び同申出書のいずれにおいても、本件特定文書以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

ウ その後、同年10月9日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の1回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」及び「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年B）」にまとめられていた文書9ないし文書14及び文書44のうち2ファイル分について、同月22日付

け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の2回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年C）」にまとめられていた文書15ないし文書20及び文書44のうち1ファイル分について、それぞれ、その一部を不開示とする決定を行い、同年11月16日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の3回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年D）」、「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年E）」、「達示・発出達示（特定年度E）」及び「指示等（特定年E）」にまとめられていた本件対象文書4について、本件決定を行った。

（3）対象文書の特定について

ア 上記1（3）本文1段落目まで同旨。

イ そして、法施行令13条2項は、複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の開示請求手数料の額について規定しており、具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（同項1号）又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書（同項2号）の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、300円の開示請求手数料で足りることとするものであるところ、処分庁は、同項1号の規定に基づき、本件特定文書について19件の行政文書とみなし、本件特定文書のうちの残りの部分の3回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年D）」、「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年E）」、「達示・発出達示（特定年度E）」及び「指示等（特定年E）」にまとめられていた本件対象文書4について、本件決定を行った。

よって、対象文書の特定に不備はない。

なお、文書27ないし文書32及び文書44のうち3ファイル分については、同年12月1日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の4回目として、その全部を開示する決定を行っており、また、文書33ないし文書43及び文書44の一部については、本件特定文書のうちの残りの部分の5回目以降として、特定年月日までに随時開示決定等することとしている。

（4）本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、文書22では、特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準及び警備用具等の具体的保管場所が不開示とされている。

刑事施設では、業務の性格から、被収容者の逃走又は自殺の危険性が常に存在し、また、刑事施設を攻撃し、被収容者の身柄の奪取や逃走の

援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものである。そして、このような事態の発生は、社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず、刑の執行等に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、以下にそれぞれについて不開示情報該当性を検討する。

ア 特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準について

上記2(4)アと同旨。

イ 特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所について

上記1(4)アと同旨。

ウ 法7条の規定による裁量的開示について

上記1(4)ウと同旨。

(5) 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

5 理由説明書5(平成28年(行情)諮問第308号)

(1) 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長(処分庁)に対し、行政文書開示請求書により開示請求した別紙1に掲げる(1)ないし(12)について、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書44を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成27年9月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、当該行政文書のうちの相当の部分として、文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行い、その後、別紙に掲げる文書45ないし文書47(以下、第3の5においては、文書1ないし文書44と併せて「本件特定文書」という。)を特定し、本件特定文書のうちの残りの部分の5回目として、平成28年1月20日付け行政文書開示決定通知書をもって、文書33ないし文書37及び文書44のうち4ファイル分(本件対象文書5)について、その一部を不開示とする決定(以下、第3の5において「本件決定」という。)を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書の特定及び本件不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めるとともに、対象文書を適切に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件決定までの経緯等について

ア 上記1(2)アないしキまで同旨。

イ これに対し、平成27年9月3日付けで、審査請求人から回答書の送付があり、不足する19件分の開示請求手数料が納付されたことから、処分庁は、同月16日付け行政文書開示決定通知書により、当該行政文書のうちの相当の部分として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年A)」にまとめられていた文書1な

いし文書 8 について、その一部を不開示とする決定を行った。

また、処分庁は、別紙 1 (9) に該当すると思料される行政文書として、文書 4 5 を追加で特定し、当該決定を行った際、併せて、審査請求人に対し、その旨情報提供するとともに、対象文書として取り扱うか否かについて意思確認を行ったところ、審査請求人から、同月 22 日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、文書 4 5 を対象文書として特定する旨の回答がなされた。

なお、同回答書及び同申出書のいずれにおいても、本件特定文書以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

ウ その後、①同年 10 月 9 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 1 回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 A）」及び「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 B）」にまとめられていた文書 9 ないし文書 14 及び文書 44 のうちの 2 ファイル分について、②同月 22 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 2 回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 C）」にまとめられていた文書 15 ないし文書 20 及び文書 44 のうちの 1 ファイル分について、③同年 11 月 16 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 3 回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 D）」、「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 E）」、「達示・発出達示（特定年度 E）」及び「指示等（特定年 E）」にまとめられていた文書 21 ないし文書 26、文書 44 のうちの 4 ファイル分及び文書 45 について、④同年 12 月 1 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 4 回目として、行政文書ファイル「達示・発出達示（特定年度 F）」、「達示・発出達示（特定年度 G）」及び「達示・発出達示（特定年度 H）」にまとめられていた文書 27 ないし文書 32 及び文書 44 のうちの 3 ファイル分について、それぞれ開示決定等を行い、平成 28 年 1 月 20 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 5 回目として、行政文書ファイル「訓練計画・実施記録（警備）（特定年度 H）」、「刑事施設視察委員会の庶務（特定年度 F）」、「刑事施設視察委員会の庶務（特定年度 G）」及び「刑事施設視察委員会の庶務（特定年度 H）」にまとめられていた本件対象文書 5 について、本件決定を行った。

また、処分庁は、別紙 1 (10) に該当すると思料される行政文書として文書 46 を、別紙 1 (11) に該当すると思料される行政文書として文書 47 を、それぞれ追加で特定し、本件決定を行った



際、併せて、審査請求人に対し、その旨情報提供するとともに、対象文書として取り扱うか否か及び文書47を対象文書として取り扱う場合、1件分の開示請求手数料が必要となるため、不足する1件分の開示請求手数料を納付する旨の求補正等を行ったところ、審査請求人から、同月27日付け回答書により、文書46及び文書47を対象文書として特定する旨の回答等がなされた。

なお、同回答書においても、本件特定文書以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

(3) 対象文書の特定について

ア 上記1(3)本文1段落目まで同旨。

イ そして、法施行令13条2項は、複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の開示請求手数料の額について規定しており、具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(同項1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(同項2号)の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、300円の開示請求手数料で足りることとするものであるところ、処分庁は、同項1号の規定に基づき、本件特定文書について20件の行政文書とみなし、本件特定文書のうちの残りの部分の5回目として、行政文書ファイル「訓練計画・実施記録(警備)(特定年度H)」,「刑事施設視察委員会の庶務(特定年度F)」,「刑事施設視察委員会の庶務(特定年度G)」及び「刑事施設視察委員会の庶務(特定年度H)」にまとめられていた本件対象文書5について、本件決定を行った。

よって、対象文書の特定に不備はない。

なお、文書38ないし文書43、文書44のうちの5ファイル分、文書46及び文書47については、平成28年2月29日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の6回目として、その一部を開示する決定を行っている。

(4) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、文書34では、特定日に従事した夜勤班の名称及び人数が、文書35ないし文書37では、特定刑事施設視察委員会の委員の職業等が、それぞれ不開示とされていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 特定日に従事した夜勤班の名称及び人数について

(ア) 刑事施設の責務の一つには、未決・既決を問わず、刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することがあるが、これは裁判の執行の大前提をなすものであり、これが損なわれれば、適

正な刑の執行が不可能となる上、万が一にも逃走や身柄奪取等の事故が発生した場合には、国民に極めて大きな不安と動揺を与え、社会の治安の根幹を揺るがす結果となり、刑事施設の担う責務は果たされないこととなる。

したがって、刑事施設がその責務を果たすためには自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取や逃走の援助、外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害や破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があることから、刑事施設は、従来から、保安・警備に万全を尽くすため、保安警備体制に関する内部情報を外部に秘匿すべく努めてきたところである。

(イ) 標記の情報が開示された場合、特定夜勤班が従事する際の職員配置が明らかとなることから、自殺、逃走その他の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、逃走等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当すると認められるほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設の勤務体制等の変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという矯正施設における事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

#### イ 特定刑事施設視察委員会の委員の職業等について

文書35ないし文書37は、特定刑事施設視察委員会が、特定年度における当該委員会の活動状況等について、特定刑事施設に収容されている全被収容者に周知するために発行した文書であることに鑑みると、標記の情報については、法5条4号及び6号に該当する情報とまではいえず、開示することが相当である。

#### ウ 法7条の規定による裁量的開示について

審査請求人は、法7条の規定により、裁量的に開示すべきである旨の主張を行っていることから、上記アの不開示部分につき、この点を検討する。

刑事施設の責務については、上記ア（ア）のとおりであるところ、上記アの不開示部分が開示された場合、自殺、逃走その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある。この状況を考慮すると、当該部分を開示することについて、当該部分を開示することにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないため、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(5) 以上のとおり、本件決定は、特定刑事施設視察委員会の委員の職業等に関する情報を不開示とした部分を除き、妥当である。

6 理由説明書6（平成28年（行情）諮問第388号）

(1) 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した別紙1に掲げる（1）ないし（12）について、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書44を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成27年9月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、当該行政文書のうちの相当の部分として、文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行い、その後、別紙に掲げる文書45ないし文書47（以下、第3の6において「本件特定文書」という。）を特定し、本件特定文書のうちの残りの部分の6回目として、平成28年2月29日付け行政文書開示決定通知書をもって、文書38ないし文書43、文書44のうち6ファイル分、文書46及び文書47（本件対象文書6）について、その一部を不開示とする決定（以下、第3の6において「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書の特定及び本件不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めるとともに、対象文書を適切に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件決定までの経緯等について

ア 上記1（2）アないしキと同旨。

イ これに対し、平成27年9月3日付けで、審査請求人から回答書の送付があり、不足する19件分の開示請求手数料が納付されたことから、処分庁は、同月16日付け行政文書開示決定通知書により、当該行政文書のうちの相当の部分として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」にまとめられていた文書1ないし文書8について、その一部を不開示とする決定を行った。

また、処分庁は、別紙1（9）に該当すると思料される行政文書として、文書45を追加で特定し、当該決定を行った際、併せて、審査請求人に対し、その旨情報提供するとともに、対象文書として取り扱うか否かについて意思確認を行ったところ、審査請求人から、同月22日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、文書45を対象文書として特定する旨の回答がなされた。

なお、同回答書及び同申出書のいずれにおいても、本件特定文書以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

ウ その後、①同年10月9日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の1回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年A）」及び「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年B）」にまとめられていた文書9な

いし文書 1 4 及び文書 4 4 のうちの 2 ファイル分について、②同月 2 2 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 2 回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 C）」にまとめられていた文書 1 5 ないし文書 2 0 及び文書 4 4 のうちの 1 ファイル分について、③同年 1 1 月 1 6 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 3 回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 D）」、「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 E）」、「達示・発出達示（特定年度 E）」及び「指示等（特定年 E）」にまとめられていた文書 2 1 ないし文書 2 6、文書 4 4 のうちの 4 ファイル分及び文書 4 5 について、④同年 1 2 月 1 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 4 回目として、行政文書ファイル「達示・発出達示（特定年度 F）」、「達示・発出達示（特定年度 G）」及び「達示・発出達示（特定年度 H）」にまとめられていた文書 2 7 ないし文書 3 2 及び文書 4 4 のうちの 3 ファイル分について、⑤平成 2 8 年 1 月 2 0 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 5 回目として、行政文書ファイル「訓練計画・実施記録（警備）（特定年度 H）」、「刑事施設視察委員会の庶務（特定年度 F）」、「刑事施設視察委員会の庶務（特定年度 G）」及び「刑事施設視察委員会の庶務（特定年度 H）」にまとめられていた文書 3 3 ないし文書 3 7 及び文書 4 4 のうちの 4 ファイル分について、それぞれ開示決定等を行い、平成 2 8 年 2 月 2 9 日付け行政文書開示決定通知書により、本件特定文書のうちの残りの部分の 6 回目として、行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）（特定年 A）」、「医務報告（特定年度 H）」、「特定年度 E 納品書」、「特定年度 F 納品書」、「特定年度 G 納品書」、「特定年度 H 納品書」及び「本省例規（訓令・通達等）（特定年 B）」にまとめられていた本件対象文書 6 について、本件決定を行った。

また、処分庁は、別紙 1（10）に該当すると思料される行政文書として文書 4 6 を、別紙 1（11）に該当すると思料される行政文書として文書 4 7 を、それぞれ追加で特定し、上記⑤の開示決定を行った際、併せて、審査請求人に対し、その旨情報提供するとともに、対象文書として取り扱うか否か及び文書 4 7 を対象文書として取り扱う場合、1 件分の開示請求手数料が必要となるため、不足する 1 件分の開示請求手数料を納付する旨の求補正等を行ったところ、審査請求人から、同月 2 7 日付け回答書により、文書 4 6 及び文書 4 7 を対象文書として特定する旨の回答等がなされた。

なお、同回答書においても、本件特定文書以外の行政文書を特定するための補正はなされなかった。

(3) 対象文書の特定について

ア 上記1(3)本文1段落目と同旨。

イ そして、法施行令13条2項は、複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の開示請求手数料の額について規定しており、具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(同項1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(同項2号)の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、300円の開示請求手数料で足りることとするものであるところ、処分庁は、同項1号の規定に基づき、本件特定文書について20件の行政文書とみなし、本件特定文書のうちの残りの部分の6回目として、行政文書ファイル「所内例規(達示・指示・訓示等)(特定年A)」,「医務報告(特定年度H)」,「特定年度E納品書」,「特定年度F納品書」,「特定年度G納品書」,「特定年度H納品書」及び「本省例規(訓令・通達等)(特定年B)」にまとめられていた本件対象文書6について、本件決定を行った。

よって、対象文書の特定に不備はない。

(4) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 警備上に関する情報等について

刑事施設の責務の一つには、未決・既決を問わず、刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することがあるが、これは裁判の執行の大前提をなすものであり、これが損なわれれば、適正な刑の執行が不可能となる上、万が一にも逃走や身柄奪取等の事故が発生した場合には、国民に極めて大きな不安と動揺を与え、社会の治安の根幹を揺るがす結果となり、刑事施設の担う責務は果たされないこととなる。

したがって、刑事施設がその責務を果たすためには自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取や逃走の援助、外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害や破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があることから、刑事施設は、従来から、保安・警備に万全を尽くすため、保安警備体制に関する内部情報を外部に秘匿すべく努めてきたところである。

(ア) 具体的な勤務要領、警備体制等について

文書46では、特定勤務箇所における具体的な勤務要領、勤務上の留意事項、着眼点、配置人員、被収容者の連行場所、薬品の保管場所及び特定行事等における職員配置上の情報等が開示とされているところ、これらの情報が開示された場合、職員の具体的な勤務方

法，勤務要領，職務上の留意事項，着眼点，薬品の保管場所等の具体的な状況が明らかとなることから，自殺，逃走，身柄の奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や反則行為を企図する者にとっては，職員の行動等を事前に承知し，職員の配置等の間隙を突くための入念な計画を立てることが容易になり，その結果，自殺，逃走，身柄の奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，法5条4号に該当するほか，これら異常事態の発生を防止するため，特定刑事施設の勤務要領や勤務体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど，矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから，法5条6号に該当する。

(イ) 検査方法等について

文書46では，被収容者の身体や居室等に係る具体的な検査方法，留意事項，着眼点等が不開示とされているところ，これらの情報が開示された場合，自殺及び逃走を企図する者や反則行為を企図する者にとっては，職員の検査等の隙を突く方法など事前に入念な計画を立てることが容易になり，その結果，被収容者の自殺，逃走その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，法5条4号に該当するほか，これら異常事態の発生を防止するため，特定刑事施設における検査体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど，矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから，法5条6号に該当する。

(ウ) 被収容者の反則行為について

文書46では，特定刑事施設で発生した反則行為の具体的内容が不開示とされているところ，これらの情報が開示された場合，同反則行為の内容等を被収容者が模倣するなどし，逃走，暴行その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，法5条4号に該当するほか，これら異常事態の発生を防止するため，特定刑事施設における勤務体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど，矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから，法5条6号に該当する。

イ 職員等に関する情報について

(ア) 特定刑事施設で勤務する職員の印影について

文書38ないし文書43及び文書47では，特定刑事施設で勤務する係長相当職以下の職員の印影が不開示とされている。

刑事施設においては，被収容者が，収容中の処遇等に対する不満ゆえに，特定の職員やその家族に対し，釈放後の報復をほのめかすような事案や，そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する

ような事案が多々見受けられるところ，こうした状況において，刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合，被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し，不当な圧力や中傷，攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

刑事施設では，各職員の覇気を高め，施設全体の高い士気を維持することが，適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが，職員の氏名は，これを開示することにより，上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし，その結果，施設の士気の低下を招き，ひいては，施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど，法5条6号の不開示情報に該当する。さらに，その結果として，保安事故や職員の籠絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず，公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから，当該職員の氏名は，法5条4号に該当する。

文書38ないし文書43及び文書47で不開示とされている職員の氏名は，いずれも国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されていないことから，これらの情報が開示された場合，当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして，この結果として，矯正施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると同時に，ひいては，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，当該職員の氏名は，法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

(イ) 特定刑事施設で勤務する医師の氏名等について

文書38及び文書39では，特定刑事施設で勤務する医師の氏名，印影が不開示とされている。

被収容者に対する医療は，身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき責務とされていることから，刑事施設では，医療を当該施設の医師が行い，必要な医療措置を講じているところであるが，医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては，

- a 医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと
- b 医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと
- c 患者の症例の種類が限定されているため，自己の医療技術の維持が困難な面があること
- d 患者である被収容者には，作業を免れたいなどの理由で詐病をする者，薬の処方を強要する者，ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと

等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とは言い難い実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多大な困難を来している状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高いことから、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになることは明らかである。

よって、被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり、施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、当該医師の氏名は、法5条6号の不開示情報に該当する。さらに、その結果として、適正な医療措置が遂行できないことによって、死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する、又はその発生の危険を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、法5条4号に該当する。

文書38及び文書39で不開示とされている医師の氏名は、いずれも職員録に掲載されていないことから、これらの情報を開示した場合、当該医師に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、矯正施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該医師の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

#### ウ 被収容者に関する情報等について

##### (ア) 被収容者の氏名等について

文書38及び文書39では、特定被収容者の略名（イニシャル）、生年月日、性別、年齢、身長、病名、カルテ番号、病歴、特定薬品の投与に係る治療経過、検査結果等の情報が不開示とされているところ、これらの情報が開示された場合、他の情報と組み合わせるこ



とにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、さらに、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該被収容者の病名等が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条1号本文後段に該当する。

また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 特定法人等従業員の氏名等について

文書38及び文書39では、特定法人等の従業員の氏名、社員番号、所属が、文書40ないし文書43では、特定法人等の従業員の印影がそれぞれ不開示とされているところ、当該従業員の氏名及び印影が記載されていることから、当該情報は一体として、当該従業員に係る法5条1号本文前段に該当する。

また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、氏名と一体となって、個人識別部分に該当することから、部分開示することはできない。

エ 特定法人等に関する情報等について

(ア) 特定法人等の社印等の印影について

文書38ないし文書43では、特定法人等の社印、代表者印及び従業員の契約上の印影が不開示とされているところ、当該印影については、これらの印が押印された文書が、真正に作成されたことを示す認証機能を有するものであることが認められ、これらの情報が開示された場合、当該印影が偽造されて悪用されることが考えられ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(イ) 特定法人等の振込銀行名等について

文書40ないし文書42では、特定法人等の振込銀行名、支店名、種別、口座番号が不開示とされているところ、これらの情報が開示された場合、当該法人等が利用している銀行等が公にされることとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(ウ) 特定治療機器の保守点検に係る具体的要領等について

文書38ないし文書43では、特定刑事施設と特定法人等との間における、特定治療機器の保守点検等の契約に係る単価、当該点検で使用する機器、点検実施手順、点検項目、契約者に対して業務上必要な範囲で明らかにされるシリアルナンバー等が不開示とされているところ、これらの情報が開示された場合、当該法人等の当該点検に関するノウハウ等の情報を他社が入手することが可能となり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

オ 法7条の規定による裁量的開示について

審査請求人は、法7条の規定により、裁量的に開示すべきである旨の主張を行っているが、上記アないしエのとおり、法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当し、当該不開示部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないため、法7条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(5) 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

7 補充理由説明書（平成28年（行情）諮問第388号）

(1) 諮問庁としては、当初の理由説明書（上記6（4）ウ（ア）記載）において、被収容者の氏名等の情報は、法5条1号本文後段に該当することを理由として、原処分の妥当性を説明したところであるが、以下のとおり説明を補充する。

(2) 文書38に係る被収容者の氏名等について

ア 法5条1号本文前段情報該当性について

文書38では、カルテ番号、生年月日（生年のみ記載）、イニシャル、性別、病名、病歴、治療経過、検査結果、症例管理番号等の情報が記載されている部分が不開示とされている。

当該文書には、個人を識別できるカルテ番号、症例管理番号が記載されているほか、当該被収容者の情報が具体的に記載されていることからすると、全体として、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の情報にも該当する。

イ 法5条1号ただし書該当性について

当該部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否について

(ア) カルテ番号及び症例管理番号は、個人識別部分であり、法6条2項

による部分開示をすることはできない。

(イ) 個人識別部分以外の、生年月日（生年のみ記載）、イニシャル、性別、病名、病歴、治療経過、検査結果などについても、他の情報と組み合わせることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該被収容者が、特定薬品の投与に係る調査の対象となっていることが知られること等により、当該被収容者個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(3) 文書39に係る被収容者の氏名等について

ア 法5条1号本文前段情報該当性について

文書39では、生年月日、イニシャル、性別、年齢、身長、病名、病歴、症例番号、治療経過、検査結果、識別番号、プロトコール番号、調査票番号、契約番号等の情報が記載されている部分が不開示とされている。

当該文書には、個人を識別できる生年月日、症例番号、識別番号、プロトコール番号、調査票番号、契約番号等が記載されているほか、当該被収容者の情報が具体的に記載されていることからすると、全体として、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の情報にも該当する。

イ 法5条1号ただし書該当性について

当該部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否について

(ア) 生年月日、症例番号、識別番号、プロトコール番号、調査票番号、契約番号等は個人識別部分であり、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(イ) 個人識別部分以外の、イニシャル、性別、年齢、身長、病名、病歴、治療経過、検査結果などについても、他の情報と組み合わせることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該被収容者が、特定薬品の投与に係る調査の対象となっていることが知られること等により、当該被収容者個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第725号、同第745号、平成28年（行情）諮問第4号、同第66号、同第308号及び同第388号を併合の上、調査審議を行った。

- ①平成27年12月7日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第725号）
- ②同日 諮問庁から理由説明書1を收受（同上）
- ③同月17日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第745号）
- ④同日 諮問庁から理由説明書2を收受（同上）
- ⑤同月18日 審議（平成27年（行情）諮問第725号）
- ⑥平成28年1月5日 審査請求人から意見書1及び資料1を收受（同上）
- ⑦同月6日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第4号）
- ⑧同日 諮問庁から理由説明書3を收受（同上）
- ⑨同月18日 審議（平成27年（行情）諮問第745号及び平成28年（行情）諮問第4号）
- ⑩同月20日 審査請求人から意見書2及び資料2を收受（平成27年（行情）諮問第745号）
- ⑪同月22日 審査請求人から意見書3及び資料3を收受（平成28年（行情）諮問第4号）
- ⑫同年2月3日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第66号）
- ⑬同日 諮問庁から理由説明書4を收受（同上）
- ⑭同月19日 審議（同上）
- ⑮同月24日 審査請求人から意見書4及び資料4を收受（平成28年（行情）諮問第66号）
- ⑯同年4月14日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第308号）
- ⑰同日 諮問庁から理由説明書5を收受（同上）
- ⑱同月25日 審議（同上）
- ⑲同年5月2日 審査請求人から意見書5を收受（同上）
- ⑳同月24日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第388号）
- ㉑同日 諮問庁から理由説明書6を收受（同上）
- ㉒同年6月6日 審議（同上）
- ㉓同月13日 審査請求人から意見書6を收受（同上）

- ②④ 同年 7 月 1 9 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書 1 ないし 4 の見分及び審議（平成 27 年（行情）諮問第 7 2 5 号，同第 7 4 5 号，平成 2 8 年（行情）諮問第 4 号及び同第 6 6 号）並びに本件対象文書 5 及び 6 の見分及び審議（平成 2 8 年（行情）諮問第 3 0 8 号及び同第 3 8 8 号）
- ②⑤ 同年 9 月 1 2 日 審議（同上）
- ②⑥ 同月 2 7 日 審議（同上）
- ②⑦ 同年 1 0 月 6 日 諮問庁より補充理由説明書を収受（平成 2 8 年（行情）諮問第 3 8 8 号）
- ②⑧ 同月 1 1 日 審査請求人より意見書 7 及び資料 5 を収受（同上）
- ②⑨ 同月 1 7 日 審議（平成 2 7 年（行情）諮問第 7 2 5 号，同第 7 4 5 号，平成 2 8 年（行情）諮問第 4 号及び同第 6 6 号）並びに本件対象文書の見分及び審議（平成 2 8 年（行情）諮問第 3 0 8 号及び同第 3 8 8 号）
- ③⑩ 同月 2 4 日 平成 2 7 年（行情）諮問第 7 2 5 号，同第 7 4 5 号，平成 2 8 年（行情）諮問第 4 号，同第 6 6 号，同第 3 0 8 号及び同第 3 8 8 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は別紙 1 に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は，別紙 2 に掲げる文書 1 ないし文書 5 6 を特定し，そのうち，法務省のホームページで公開されている文書（文書 4 8 ないし文書 5 6）を除いた文書 1 及び文書 4 7 について，文書量が大量であること等のため，法 1 1 条の規定を適用し，別紙 3 のとおり複数回に分けて開示決定を行っている。

また，別紙 3 に掲げる文書のうち，別紙 4 に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を法 5 条 1 号，2 号イ，4 号及び 6 号に該当すると

して、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書を更に特定するとともに、請求した情報を全部開示する決定を求めているが、諮問庁は、理由説明書5において、本件不開示部分のうち、別紙4の9に掲げる部分については、法5条4号及び6号に該当しないとして開示するとしているが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、原処分が同条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示としたことを妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性と不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 諮問庁の説明の概要

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、当該開示請求書等の記載内容から、請求する行政文書に該当すると思料される行政文書を特定し、審査請求人に対し、補正の参考となる情報として、その旨及び請求する一部の行政文書については不存在である旨等を情報提供し、求補正等を行った。これに対し、審査請求人から、当該行政文書のうち、法務省のホームページ上で公開されていない行政文書を特定するとともに、重複する行政文書については1部のみ特定する旨の補正等がなされたことから、処分庁は、法務省のホームページに掲載されている文書48ないし文書56を除く本件特定文書を特定したものであり、対象文書の特定に不備はない。

### (2) 検討

ア 審査請求人は、審査請求書において、開示する行政文書を更に特定することを求め、具体的には、意見書において①研究に関する倫理委員からの審査や申請等の文書及び②他の医療刑事施設収容者の保護者のブログにて紹介されている家族向けのしおりについて特定を求めていると認められる。

イ 上記アの①及び②の文書について、審査請求人は別紙1に掲げる本件開示請求のいずれの請求に該当する文書か明示していないが、別紙1の(1)及び(11)記載の開示請求文書であると解され、両文書が本件開示請求の対象であることを前提に検討する。

ウ まず、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記アの①の文書については、特定刑事施設は被収容者の治療を主な目的としている刑事施設であり、研究は行っていないため、作成していないとのことであり、上記アの②の文書については、特定刑事施設において、家族向けのしおりを作成する必要性を認めておらず、作成を義務付ける規定もないことから作成していないとのことである。

エ このうち、上記アの①の文書について、当審査会において、「刑務

所，少年刑務所及び拘置所組織規則」の特定刑事施設の所掌事務を確認したところ，当該特定刑事施設において，研究を行っているとは認められず，その他，上記アの①及び②の文書ともに，審査請求人から，特定刑事施設において，当該文書が存在するという具体的な根拠が提示されているとはいえない。

オ さらに，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，文書の探索の方法及び範囲についても，本件審査請求を受け，特定刑事施設においては，改めて事務室内，書庫及びパソコンの共用フォルダ内を探索したが，本件対象文書の外に開示請求の対象となる文書は存在しなかったとのことであり，探索の方法及び範囲にも特段の問題はないと認められる。

カ したがって，特定刑事施設において，本件対象文書の外に開示請求の対象となる文書を保有していると認めるに足りる特段の事情もないことから，本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所について

ア 標記の不開示部分は別紙4の1に掲げる部分であり，警備用具等の保管場所が具体的に記載されていると認められる。

イ そうすると，これを公にすると，逃走，内外部からの攻撃，被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては，当該情報を利用して事前に入念な計画を立てることが容易になり，その結果，逃走又は被収容者の身柄の奪取等の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって，標記の不開示部分については，これを公にすると，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから，法5条4号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### (2) 特定被収容者の収容居室について

ア 標記の不開示部分は，別紙4の2に掲げる部分であり，特定被収容者の収容居室の階及び番号が記載されていると認められる。

イ そうすると，これを公にすると，他の収容に関する情報等についても別途の開示請求が繰り返され，その結果得られた情報や，一般に入手可能な航空写真，釈放者等の記憶等を組み合わせることによって，特定刑事施設内の位置関係等を特定することはより容易になり，それを集積し分析することにより，逃走，内外部からの攻撃，被収容者の身柄の奪取その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性

を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、標記の不開示部分については、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準について

ア 標記の不開示部分は、別紙4の3に掲げる部分であり、特定刑事施設の刑務官が非常登庁しなければならない地震発生時の震度が具体的に記載されていると認められる。

イ そうすると、これを公にすると、特定刑事施設における地震発生時の具体的な対応及び体制が明らかとなることから、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、非常事態への対応の妨害を企図するなどし、非常時における特定刑事施設の職員の対応等を混乱・遅延させるなど、事前に入念な計画を立てることが容易になり、地震発生時における逃走等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、標記の不開示部分については、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 特定日に従事した夜勤班の名称及び人数について

ア 標記の不開示部分は、別紙4の4に掲げる部分であり、夜勤班の名称とその人数が具体的に記載されていると認められる。

イ そうすると、これを公にすると、夜勤班が従事する際の班の数などの編成や総人数といった職員配置が明らかとなることから、自殺、逃走その他の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、逃走等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、標記の不開示部分については、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 警備上に関する情報等について



## ア 具体的な勤務要領，警備体制等について

(ア) 標記の不開示部分は，別紙４の５アに掲げる部分であり，特定勤務箇所における具体的な勤務要領，勤務上の留意事項，着眼点，配置人員，被収容者の連行場所，薬品の保管場所及び特定行事等における職員配置上の情報等が具体的に記載されていると認められる。

(イ) そうすると，これを公にすると，自殺，逃走，身柄の奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や反則行為を企図する者にとっては，職員の行動等を事前に承知し，職員の配置等の間隙を突くための入念な計画を立てることが容易になり，その結果，自殺，逃走，身柄の奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

(ウ) したがって，標記の不開示部分については，これを公にすると，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから，法５条４号に該当し，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

## イ 検査方法等について

(ア) 標記の不開示部分は，別紙４の５イに掲げる部分であり，被収容者の身体及び居室等に係る検査の際における方法，留意事項，着眼点等が具体的に記載されていると認められる。

(イ) そうすると，これを公にすると，自殺及び逃走を企図する者や反則行為を企図する者にとっては，職員の検査等の隙を突く方法など事前に入念な計画を立てることが容易になり，その結果，被収容者の自殺，逃走その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

(ウ) したがって，標記の不開示部分については，これを公にすると，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから，法５条４号に該当し，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

## ウ 被収容者の反則行為について

(ア) 標記の不開示部分は，別紙４の５ウに掲げる部分であり，特定刑事施設で過去に発生した反則行為の具体的内容が記載されていると認められる。

(イ) そうすると，これを公にすると，同反則行為の内容等を被収容者が模倣するなどし，逃走，暴行その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首

肯できる。

(ウ)したがって、標記の不開示部分については、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 職員等に関する情報について

ア 特定刑事施設で勤務する職員の印影について

(ア) 標記の不開示部分は、別紙4の6アに掲げる部分であり、当該職員の姓(その印影)が記載されていると認められる。

(イ) 刑事施設で勤務する職員は、その職務の性格上、その氏名等が被収容者等に知られた場合、報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれがあると認められる。

また、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、不開示とした職員の氏名は掲載されていないことが認められる。

以上のことからすると、当該職員の氏名等を公にした場合、報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれが高まり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 特定刑事施設で勤務する医師の氏名等について

(ア) 標記の不開示部分は、別紙4の6イに掲げる部分であり、特定刑事施設で勤務する医師の氏名及び印影が記載されていると認められる。

(イ) 医師に限らず刑事施設で勤務する職員は、その職務の性格上、その氏名等が被収容者等に知られた場合、報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれがあると認められる。

また、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、職員録には当該医師の氏名は掲載されていないことが認められる。

以上のことからすると、当該医師の氏名を公にした場合、報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれが高まり、このような不当な要求等を受けることを恐れる医師が、当該氏名を公にしなかった場合に比して、刑事施設で勤務することをより一層ためらうこととなり、その結果、刑事施設における医師の確保が、現状よりも、更に困難なものになり、施設における適正な医療事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、これを不開

示とすることが妥当である。

(7) 被収容者等に関する情報について

ア 被収容者の氏名等について

(ア) 文書38に係る被収容者の氏名等について

A 法5条1号本文前段情報該当性について

標記の不開示部分は、別紙4の7アに掲げる部分のうちの文書38の部分であり、カルテ番号、生年月日（生年のみ記載）、イニシャル、性別、病名、病歴、治療経過、検査結果、症例管理番号等の情報が記載されていると認められる。

当該文書には、個人を識別できるカルテ番号、症例管理番号が記載されているほか、当該被収容者の情報が具体的に記載されていることからすると、全体として、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の情報に該当すると認められる。

B 法5条1号ただし書該当性について

標記の不開示部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

a カルテ番号及び症例管理番号は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示をすることはできない。

b 個人識別部分以外の、生年月日（生年のみ記載）、イニシャル、性別、病名、病歴、治療経過、検査結果などについても、他の情報と組み合わせることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をおある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該被収容者が、特定薬品の投与に係る調査の対象となっていることが知られること等により、当該被収容者個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(イ) 文書39に係る被収容者の氏名等について

A 法5条1号本文前段情報該当性について

標記の不開示部分は、別紙4の7アに掲げる部分のうちの文書39の部分であり、生年月日、イニシャル、性別、年齢、身長、病名、病歴、症例番号、治療経過、検査結果、識別番号、プロトコール番号、調査票番号、契約番号等の情報が記載されている部分が不開示とされていると認められる。

当該文書には、個人を識別できる生年月日、症例番号、識別番号、プロトコール番号、調査票番号、契約番号等が記載されているほか、当該被収容者の情報が具体的に記載されていることからすると、全体として、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の情報に該当すると認められる。

B 法5条1号ただし書該当性について

当該部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

a 生年月日、症例番号、識別番号、プロトコール番号、調査票番号、契約番号等は個人識別部分であり、法6条2項による部分開示をすることはできない。

b 個人識別部分以外の、イニシャル、性別、年齢、身長、病名、病歴、治療経過、検査結果などについても、他の情報と組み合わせることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該被収容者が、特定薬品の投与に係る調査の対象となっていることが知られること等により、当該被収容者個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

イ 特定法人等従業員の氏名等について

(ア) 標記の不開示部分は、別紙4の7イに掲げる部分であり、特定法人等の従業員の氏名、社員番号、所属及び印影が記載されていると認められることから、標記の不開示部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

(イ) また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に氏名等が記載されている従業員は、法人登記簿等に氏名が記載される役員ではなく、その氏名等を公にする法令上の規定も慣行も存しないとのことであった。

(ウ) そうすると、当該氏名等は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、当該氏名等は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

(8) 特定法人等に関する情報等について

ア 特定法人等の社印等の印影について

(ア) 標記の不開示部分は、別紙４の８アに掲げる部分であり、特定法人等の社印、代表者印及び従業員の契約上の印影が記載されていると認められる。

(イ) 当該印影については、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 特定法人等の振込銀行名等について

(ア) 標記の不開示部分は、別紙４の８イに掲げる部分であり、特定法人等の振込銀行名等が記載されていると認められる。

(イ) これらの情報は、法人の内部管理情報であり、法人の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであるといえる。

(ウ) したがって、標記の不開示部分について、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 特定治療機器の保守点検に係る具体的要領等について

(ア) 標記の不開示部分は、別紙４の８ウに掲げる部分であり、特定刑事施設と特定法人等との間における特定治療機器の保守点検等の契約に係る見積額（契約金額）・請求額等、当該点検で使用する機器、点検実施手順、点検項目等が具体的に記載されていると認められる。

(イ) 標記の不開示部分に記載されている情報は、特定刑事施設と当該契約を締結した特定法人が、特定治療機器の保守点検等をどのくらいの金額で請け負ったかという情報や、当該点検をどのような機器でどのように実施するのかといった情報であり、当該法人の契約・業務等に関するノウハウが含まれていると認められる。

また、国の行政機関における物品役務等の随意契約に係る契約金額等については、「公共調達適正化について（平成１８年８月２５日付け財計第２０１７号）」に基づき公表の対象になり得るところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該契約は「公共調達適正化について」において公表の対象外となっている１００万円以下の随意契約のため、その契約金額等は公表されていないとのことである。

その外、これらの情報が公にされていると認めるに足りる事情は存しないことから、当該部分についてこれを公にすると、競合する

他の法人が当該情報に係るノウハウを模倣するなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張

##### (1) 裁量的開示について

審査請求人は、公益上の理由による裁量的開示を主張するが、本件不開示情報を公にすることに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条に基づく裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

##### (2) その他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、特定刑事施設において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

#### (第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙1 本件請求文書

- (1) 特定刑事施設における実験・研究活動・医薬品検査・副作用調査等についての情報一切。
- (2) 特定刑事施設における解剖や解剖謝金（公的機関によって多少名称が異なるが、特定刑事施設でもほぼ同様の用語が用いられていると思われる。解剖体謝金とも言う）や、心臓マッサージやAEDなどの蘇生救命活動についての情報一切。
- (3) 特定刑事施設において被収容者が使用する電話機を含む全ての電話機の付近に設置することになっている、電話番号が記載された文書等。
- (4) 特定刑事施設で使用している診療上訓や目標。
- (5) 特定刑事施設における、修正型であれ無修正型であれ、ECT電気けいれん療法に関する全ての情報。たとえば、装置の写真や購入・保守整備・廃棄についての文書、加療のための同意書や説明文など。
- (6) 特定刑事施設における、磁気けいれん療法に関する全ての情報。たとえば、装置の写真や購入・保守整備・廃棄についての文書、加療のための同意書や説明文など。
- (7) 特定刑事施設における、磁気であれ、電気であれ、脳深部刺激療法に関する全ての情報。たとえば、装置の写真や購入・保守整備・廃棄についての文書、加療のための同意書や説明文など。
- (8) 持続睡眠療法，人口冬眠，ロボットミ－精神外科手術，マラリア熱療法，ワクチン熱療法，硫黄熱療法，優生措置・手術等についての文書一切。
- (9) 特定刑事施設でのインフォームド・コンセントに関する全ての情報。たとえば、入院治療の説明，閉鎖病棟や保護室から，または，閉鎖病棟や保護室へ移るときの文書など。
- (10) 被収容者の人権は大切にしますといった旨の文書。
- (11) その他，特定刑事施設で，被収容者，保護者，人権擁護に関する行政機関の職員，入院中の方の代理人である弁護士，本人又は家族等の依頼により本人の代理人になろうとする弁護士等に見せたり渡したりすることになっている情報。
- (12) そして，当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報。  
(廃棄されていない限りで，全ての年度で。電子メールも含む。なお，前身の組織も含む。)

別紙 2 処分庁が特定した文書（本件特定文書）

- 文書 1 特定年月日付け達示第 19 号「「特定刑事施設刑務官職務執行実施細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 2 特定年月日付け達示第 21 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 3 特定年月日付け達示第 22 号「「被収容者外部交通実施要領」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 4 特定年月日付け達示甲第 39 号「「被収容者の作業の安全及び衛生の確保に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 5 特定年月日付け達示第 42 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与，貸与，自弁に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 6 特定年月日付け達示第 61 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の制定についての一部改正（試行）について」（特定刑事施設）
- 文書 7 特定年月日付け達示第 64 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の改正について」（特定刑事施設）
- 文書 8 特定年月日付け達示第 68 号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 9 特定年月日付け所長指示甲第 12 号「「面会者心得事項」及び「臨床面会者心得事項」について」（特定刑事施設）
- 文書 10 特定年月日付け達示 6 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与，貸与，自弁に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 11 特定年月日付け達示第 11 号「「特定刑事施設刑務官職務執行細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 12 特定年月日付け達示第 22 号「「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 13 特定年月日付け達示第 35 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の改正について」の一部改正（試行）について」（特定刑事施設）
- 文書 14 特定年月日付け所長指示甲第 16 号「捕縄，手錠及び拘束衣の使用，保護室への収容等について」（特定刑事施設）
- 文書 15 特定年月日付け達示第 3 号「「特定刑事施設被収容者外部交通実施要領」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 16 特定年月日付け達示第 11 号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 17 特定年月日付け達示第 12 号「「特定刑事施設刑務官職務執行細則」の制定について」（特定刑事施設）



- 文書 1 8 特定年月日付け達示第 1 4 号「「特定刑事施設被収容者外部交通実施要領」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 1 9 特定年月日付け達示第 2 0 号「「受刑者の自弁できる物品等」の一部改正について」（特定刑事施設）
- 文書 2 0 特定年月日付け所長指示甲第 1 号「面会時の心得事項について」（特定刑事施設）
- 文書 2 1 特定年月日付け達示 6 号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 2 2 特定年月日付け達示第 7 号「「特定刑事施設刑務官職務執行細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 2 3 特定年月日付け達示第 1 号「「受刑者の自弁できる物品等」の一部改正について」（特定刑事施設）
- 文書 2 4 特定年月日付け達示 1 3 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与，貸与，自弁に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 2 5 特定年月日付け所長指示甲第 1 0 号「病状説明のための来所要請等について」（特定刑事施設）
- 文書 2 6 特定年月日付け所長指示甲第 4 5 号「面会時の心得事項について」（特定刑事施設）
- 文書 2 7 特定年月日付け達示 4 号「「受刑者の自弁できる物品等」の一部改正について」（特定刑事施設）
- 文書 2 8 特定年月日付け達示第 5 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与，貸与，自弁に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 2 9 特定年月日付け達示 6 号「「所内生活の心得（死刑確定者用）」及び「受刑者以外の被収容者遵守事項等」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 3 0 特定年月日付け達示第 8 号「「特定刑事施設被収容者外部交通実施要領」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 3 1 特定年月日付け達示第 2 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与，貸与，自弁に関する細則」の改正について」（特定刑事施設）
- 文書 3 2 特定年月日付け達示第 5 号「「所内生活の心得」の一部改正について」（特定刑事施設）
- 文書 3 3 「非常ベル及び心肺蘇生訓練の実施について（伺い）」（特定刑事施設）
- 文書 3 4 「刑務官に対する心肺蘇生訓練の実施について（伺い）」（特定刑事施設）
- 文書 3 5 「特定通信（特定年度 A）」（特定刑事施設）
- 文書 3 6 「特定通信（特定年度 B）」（特定刑事施設）
- 文書 3 7 「特定通信（特定年度 C）」（特定刑事施設）

- 文書 3 8 「特定薬剤特定使用成績調査」(特定刑事施設)
- 文書 3 9 「「特定薬剤」使用成績調査」(特定刑事施設)
- 文書 4 0 「保守点検関連(特定治療器)」(特定年度 A)(特定刑事施設)
- 文書 4 1 「保守点検関連(特定治療器)」(特定年度 B)(特定刑事施設)
- 文書 4 2 「保守点検関連(特定治療器)」(特定年度 C)(特定刑事施設)
- 文書 4 3 「保守点検関連(特定治療器)」(特定年度 D)(特定刑事施設)
- 文書 4 4 文書 1 から文書 4 3 を編てつしている各行政文書ファイルの表紙部分
- 文書 4 5 特定年月日付け所長指示甲第 3 0 号「医療安全管理について」(特定刑事施設)
- 文書 4 6 特定年月日付け所長指示甲第 4 6 号「「刑務官勤務要領」の制定について」(特定刑事施設)
- 文書 4 7 特定年月日付け法務省矯医第 4 2 1 7 号「釈放者等に対する紹介状の取扱いについて(通知)」
- 文書 4 8 平成 1 8 年 5 月 2 3 日付け法務省矯医訓第 3 2 9 3 号「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」
- 文書 4 9 平成 1 9 年 2 月 1 4 日付け法務省矯医訓第 8 1 6 号「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令」
- 文書 5 0 平成 1 9 年 2 月 1 4 日付け法務省矯医第 8 1 7 号「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の運用について」
- 文書 5 1 平成 1 9 年 5 月 3 0 日付け法務省矯医第 3 3 4 4 号「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」
- 文書 5 2 平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日付け法務省矯医訓第 5 9 2 7 号「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の一部を改正する訓令」
- 文書 5 3 平成 2 0 年 1 0 月 6 日付け法務省矯医訓第 5 8 8 7 号「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の一部を改正する訓令」
- 文書 5 4 平成 2 1 年 6 月 3 0 日付け法務省矯医訓第 3 1 2 4 号「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の一部を改正する訓令」
- 文書 5 5 平成 2 3 年 5 月 2 3 日付け法務省矯医第 2 9 9 8 号「「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」の一部改正について」
- 文書 5 6 平成 2 5 年 5 月 2 8 日付け法務省矯医第 1 9 6 号「「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」の一部改正について」

### 別紙 3 (本件対象文書)

- 1 諮問第 7 2 5 号 (平成 2 7 年 9 月 1 6 日付け行政文書開示決定)
  - 文書 1 特定年月日付け達示第 1 9 号「「特定刑事施設刑務官職務執行実施細則」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 2 特定年月日付け達示第 2 1 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 3 特定年月日付け達示第 2 2 号「「被収容者外部交通実施要領」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 4 特定年月日付け達示甲第 3 9 号「「被収容者の作業の安全及び衛生の確保に関する細則」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 5 特定年月日付け達示第 4 2 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与, 貸与, 自弁に関する細則」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 6 特定年月日付け達示第 6 1 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の制定についての一部改正(試行)について」(特定刑事施設)
  - 文書 7 特定年月日付け達示第 6 4 号「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の改正について」(特定刑事施設)
  - 文書 8 特定年月日付け達示第 6 8 号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」(特定刑事施設)
  
- 2 諮問第 7 4 5 号 (平成 2 7 年 1 0 月 9 日付け行政文書開示決定)
  - 文書 9 特定年月日付け所長指示甲第 1 2 号「「面会者心得事項」及び「臨床面会者心得事項」について」(特定刑事施設)
  - 文書 1 0 特定年月日付け達示 6 号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与, 貸与, 自弁に関する細則」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 1 1 特定年月日付け達示第 1 1 号「「特定刑事施設刑務官職務執行細則」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 1 2 特定年月日付け達示第 2 2 号「「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する細則」の制定について」(特定刑事施設)
  - 文書 1 3 特定年月日付け達示第 3 5 号「「「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」の改正について」の一部改正(試行)について」(特定刑事施設)
  - 文書 1 4 特定年月日付け所長指示甲第 1 6 号「捕縄, 手錠及び拘束衣の使用, 保護室への収容等について」(特定刑事施設)
  - 文書 4 4 文書 1 から文書 4 3 を編てつしている各行政文書ファイルの表紙部分(文書 9 ないし文書 1 4 の表紙部分)

- 3 諮問第4号（平成27年10月22日付け行政文書開示決定）
- 文書15 特定年月日付け達示第3号「「特定刑事施設被収容者外部交通実施要領」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書16 特定年月日付け達示第11号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書17 特定年月日付け達示第12号「「特定刑事施設刑務官職務執行細則」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書18 特定年月日付け達示第14号「「特定刑事施設被収容者外部交通実施要領」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書19 特定年月日付け達示第20号「「受刑者の自弁できる物品等」の一部改正について」（特定刑事施設）
  - 文書20 特定年月日付け所長指示甲第1号「面会時の心得事項について」（特定刑事施設）
  - 文書44 文書1から文書43を編てつしている各行政文書ファイルの表紙部分（文書15ないし文書20の表紙部分）
- 4 諮問第66号（平成27年11月16日付け行政文書開示決定）
- 文書21 特定年月日付け達示6号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書22 特定年月日付け達示第7号「「特定刑事施設刑務官職務執行細則」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書23 特定年月日付け達示第1号「「受刑者の自弁できる物品等」の一部改正について」（特定刑事施設）
  - 文書24 特定年月日付け達示13号「「特定刑事施設被収容者に係る物品の給与，貸与，自弁に関する細則」の制定について」（特定刑事施設）
  - 文書25 特定年月日付け所長指示甲第10号「病状説明のための来所要請等について」（特定刑事施設）
  - 文書26 特定年月日付け所長指示甲第45号「面会時の心得事項について」（特定刑事施設）
  - 文書44 文書1から文書43を編てつしている各行政文書ファイルの表紙部分の一部（文書21ないし文書26の表紙部分）
  - 文書45 特定年月日付け所長指示甲第30号「医療安全管理について」（特定刑事施設）
- 5 諮問第308号（平成28年1月20日付け行政文書開示決定）
- 文書33 「非常ベル及び心肺蘇生訓練の実施について（伺い）」（特定刑事施設）

- 文書 3 4 「刑務官に対する心肺蘇生訓練の実施について（伺い）」（特定刑事施設）
- 文書 3 5 「特定通信（特定年度 A）」（特定刑事施設）
- 文書 3 6 「特定通信（特定年度 B）」（特定刑事施設）
- 文書 3 7 「特定通信（特定年度 C）」（特定刑事施設）
- 文書 4 4 文書 1 から文書 4 3 を編てつしている各行政文書ファイルの表紙部分の一部（文書 3 3 ないし文書 3 7 の表紙部分）

6 諮問第 3 8 8 号（平成 2 8 年 2 月 2 9 日付け行政文書開示決定）

- 文書 3 8 「特定薬剤特定使用成績調査」（特定刑事施設）
- 文書 3 9 「「特定薬剤」使用成績調査」（特定刑事施設）
- 文書 4 0 「保守点検関連（特定治療器）」（特定年度 A）（特定刑事施設）
- 文書 4 1 「保守点検関連（特定治療器）」（特定年度 B）（特定刑事施設）
- 文書 4 2 「保守点検関連（特定治療器）」（特定年度 C）（特定刑事施設）
- 文書 4 3 「保守点検関連（特定治療器）」（特定年度 D）（特定刑事施設）
- 文書 4 6 特定年月日付け所長指示甲第 4 6 号「「刑務官勤務要領」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 4 7 特定年月日付け法務省矯医第 4 2 1 7 号「釈放者等に対する紹介状の取扱いについて（通知）」

別紙４ 本件不開示部分

１．特定刑事施設における警備用具等の具体的保管場所について

諮問番号	文書番号	場所
725号	文書1	5枚目32行目
745号	文書11 文書14	7枚目23行目 1枚目18及び19行目，4枚目11行目
4号	文書17	7枚目20行目
66号	文書22	7枚目19行目

２．特定被収容者の収容居室について

諮問番号	文書番号	場所
725号	文書6	1枚目13行目

３．特定刑事施設における地震発生時の非常登庁に係る判断基準について

諮問番号	文書番号	場所
745号	文書11	5枚目10行目
4号	文書17	5枚目9行目
66号	文書22	5枚目8行目

４．特定日に従事した夜勤班の名称及び人数について

諮問番号	文書番号	場所
308号	文書34	1枚目14，16，18及び20行目

５．警備上に関する情報等について

ア 具体的な勤務要領，警備体制等について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書46	7枚目3行目，8枚目5及び30行目，9枚目22行目，10枚目17行目，11枚目1，24，25，29及び30行目，15枚目7，11，24及び30行目，16枚目2，3，21，26ないし29行目，17枚目1，2，6，19，21及び22行目，18枚目10，18ないし20，26及び28行目，19枚目16及び27行目，21枚目22ないし24行目，22枚目2，10ないし12，14，19，21ないし23，25ないし27，30及び31行目，23枚目1，

		2, 8ないし10, 12, 13行目及び図, 24枚目1ないし3, 12行目及び図, 27枚目2, 4, 5, 10, 11, 20ないし23行目, 28枚目2行目, 29枚目20行目, 32枚目11, 12及び19行目, 34枚目5及び9行目
--	--	---

イ 検査方法等について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書46	15枚目3, 4及び20行目, 16枚目5及び6行目, 19枚目23及び24行目, 27枚目14及び15行目, 29枚目27及び28行目, 30枚目2, 16, 17, 19ないし21, 23ないし28及び31行目, 31枚目2及び9行目, 32枚目27行目, 33枚目8行目

ウ 被収容者の反則行為について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書46	17枚目17及び18行目

6. 職員等に関する情報について

ア 特定刑事施設で勤務する職員の印影について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書38	1枚目起案者欄, 6枚目起案者欄, 12枚目係欄, 17枚目係欄
	文書39	1枚目起案者及び関連部門・課欄, 4枚目起案者欄
	文書40	1枚目係長欄, 係欄及びその他欄外, 2枚目検査官欄
	文書41	1枚目係長欄, 係欄及びその他欄外, 2枚目検査官欄, 3枚目検査官欄
	文書42	1枚目係長欄, 係欄及びその他欄外, 2枚目検査官欄及びその他欄外, 3枚目検査官欄
	文書43	1枚目係長欄, 係欄及びその他欄外, 2枚目検査官欄, 3枚目検査官欄
	文書47	1枚目庶務係長欄及び庶務係欄

イ 特定刑事施設で勤務する医師の氏名等について

諮問番号	文書番号	場所
------	------	----

388号	文書38	1枚目部長欄及び課長欄，2枚目15行目，4枚目医師ご記名・ご捺印欄，5枚目医師ご記名・ご捺印欄，6枚目部長欄及び課長欄，8枚目15行目，10枚目15行目，12枚目医師ご記名・ご捺印欄，17枚目課長欄及び医師名欄
	文書39	1枚目部長欄及び課長欄，2枚目12行目，4枚目部長欄及び課長欄，5枚目7行目，6枚目調査担当医師名欄，7枚目調査担当医師名欄，19枚目6行目，医師名欄，20枚目調査担当医師名欄及び再調査欄

7. 被收容者等に関する情報について

ア 被收容者の氏名等について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書38	1枚目件名欄，起案内容記載欄3行目及び4行目，2枚目7行目，4枚目性別欄，5枚目性別欄，6枚目件名欄及び起案内容記載欄1行目，7枚目6行目，10枚目7行目，12枚目生年月日欄，性別欄，患者略名欄及びカルテ番号欄，13枚目ないし16枚目の不開示部分全て，17枚目患者略名／カルテ番号欄，症例管理番号欄，症例管理番号欄（NPC）及び上記不開示欄の下の不開示部分全て
	文書39	1枚目起案内容記載欄3行目，2枚目8行目，9行目プロトコールNO欄及び10行目，3枚目契約NO.欄，5枚目3行目，8行目契約番号欄，14行目，6枚目2行目症例番号欄，4行目，6行目，患者イニシャル欄以降の不開示部分全て，7枚目2行目症例番号欄，4行目，欄外プロトコール番号及び調査票番号，8枚目ないし18枚目の不開示部分全て，19枚目1行目症例番号欄，2行目，11行目，20行目症例番号欄，患者イニシャル欄，22行目ないし24行目項目欄及び確認内容欄及び欄外protocol NO欄，20枚目2行目症例番号欄，4行目，下欄の有害事象・死亡・妊娠・授乳の有無欄及び欄外プロトコール番号欄及び調査票番号欄，21枚目及び22枚目の不開示部分全て



イ 特定法人等従業員の氏名等について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書38	3枚目29行目, 7枚目25行目及び29行目, 11枚目29行目
	文書39	20枚目社員番号欄及び所属・氏名欄
	文書40	1枚目特定法人のFAX番号の下の欄
	文書41	1枚目特定法人のFAX番号の下の欄
	文書42	1枚目特定法人のFAX番号の下の欄
	文書43	1枚目特定法人のFAX番号の下の欄

8. 特定法人等に関する情報について

ア 特定法人等の社印等の印影について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書38	3枚目乙記名部分の横, 7枚目乙記名部分の横及び丙記名部分の横, 9枚目乙記名部分の横, 11枚目乙記名部分の横
	文書39	3枚目乙記名部分の横
	文書40	1枚目ないし2枚目特定法人名の横
	文書41	1枚目特定法人名の横, 2枚目完了書と書かれた横及び特定法人名の横, 3枚目特定法人名の横
	文書42	1枚目ないし3枚目特定法人名の横
	文書43	1枚目ないし3枚目特定法人名の横

イ 特定法人等の振込銀行名等について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書40	2枚目下段枠外の不開示部分
	文書41	3枚目下段枠外の不開示部分
	文書42	3枚目下段枠外の不開示部分

ウ 特定治療機器の保守点検に係る具体的要領等について

諮問番号	文書番号	場所
388号	文書40	1枚目型式欄, 単価欄, 金額欄, 及び合計金額欄 2枚目品名・品番欄, 単価欄, 金額欄, 小計金額欄及び合計金額欄, 4枚目ないし7枚目の不開示部分の全て
	文書41	1枚目型式欄, 金額欄, 小計金額欄, 消費税金額欄及び合計金額欄, 2枚目及び3枚目の単価欄,

	文書 4 2	金額欄，備考欄，消費税金額欄，小計金額欄及び合計金額欄 1 枚目型式欄，単価欄，金額欄，小計金額欄，消費税金額欄及び合計金額欄，2 枚目及び 3 枚目の品名・品番欄，単価欄，金額欄，消費税金額欄，小計金額欄及び合計金額欄
	文書 4 3	1 枚目及び 3 枚目の型式欄，単価欄，金額欄，小計金額欄，消費税金額欄及び合計金額欄

#### 9. 刑事施設視察委員会委員の職業等について

諮問番号	文書番号	場所
3 0 8 号	文書 3 5	7 枚目左側 1 7 行目ないし 1 9 行目
	文書 3 6	2 頁右側 2 行目ないし 4 行目
	文書 3 7	7 頁右側 1 4 行目ないし 1 6 行目